

「疾病、傷害及び死因分類部会」について

1 趣旨

世界保健機関が勧告する「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」(以下「ICD」という。)に準拠した「疾病、傷害及び死因に関する分類」(平成21年総務省告示第176号)は、統計法(平成19年法律第53号)第28条第1項に基づき定められた統計基準であり、産業分類とともに我が国の統計に使用される分類として重要な位置を占めている。

ICDの我が国への適用に当たっては、各国の適用状況を配慮しつつ、我が国の事情に最も適した形での導入を考慮する必要があるとあり、その審議のために、医学の各分野について専門的知識を有する学識経験者からなる「疾病、傷害及び死因分類部会」(以下「部会」という。)が、統計分科会のもとに設置されているところである。

先般、世界保健機関において勧告されたICDの改正について、我が国への適用を検討する必要が生じたことから、休止中であった当該部会の活動を再開し、「疾病、傷害及び死因に関する分類」の改正にかかる検討を踏まえ、統計法28条第3項の規定に基づき、平成27年2月13日付総務省告示35号をもって「疾病及び関連保健問題の国際統計分類ICD-10(2013年版)」に準拠する改正が行われた。

さらに、部会にてとりまとめられた「疾病、傷害及び死因に関する分類に係る部会審議の際に出された意見に基づく報告」(平成26年11月20日、第21回社会保障審議会統計分科会(平成27年6月25日)へ報告)において、医学の進歩等に対応するため、分類の見直しは継続的に行う必要があること、WHOでは統計に影響を与えるICDの改正については3年に1度程度実施されており、改正の際は、部会にその内容を報告し、我が国への適用の必要性等について審議する必要があることが指摘された。

これを受け、当該部会の次期委員の任命を行い、今後も引き続き継続して審議を行うものである。

2 審議事項

- (1) 世界保健機関が勧告する「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」に準拠し、「統計法」(平成19年法律第53号)第28条第1項に基づき定められた、「疾病、傷害及び死因に関する分類」の改正に関すること。
- (2) その他必要な事項。

3 構成

医学的知識を有する学識経験者である委員、臨時委員及び専門委員から統計分科会長が指名する者から構成する。

4 庶務

部会の庶務は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官（企画調整担当）付国際分類情報管理室において処理する。